

●後期高齢者医療制度に加入しているみなさまへ

◇平成24年度及び平成25年度の保険料率が決まりました

	平成22・23年度	平成24・25年度	増 減
所得割率	9.87%	10.88%	1.01ポイント増
均等割額	52,213円	55,045円	2,832円増
賦課限度額	50万円	55万円	5万円増

※後期高齢者医療制度の保険料率は、2年に一度改正されることになっています。

◇保険料額の算出方法

被保険者ごとの保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の総所得金額等（※注）に応じて負担する「所得割額」との合計額になります。

保険料額 (年額)	=	均等割額 55,045円	+	所得割額 〔総所得金額等※-33万円〕 ×10.88% (所得割率)
---------------------	---	------------------------	---	---

※「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除」、「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

◇平成24年度の保険料軽減措置

○世帯（※注1）の所得等に応じて、**保険料均等割額**が軽減されます。

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額(注2)の合計額
9割軽減	5,504円	「33万円以下」かつ「被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない」
8.5割軽減	8,256円	33万円以下
5割軽減	27,522円	「33万円+24万5千円×世帯主を除く被保険者数」以下
2割軽減	44,036円	「33万円+35万円×被保険者数」以下

※注1 「世帯」とは、4月1日時点の世帯（年度途中で75歳になる方、県外から転入した方等はその時点）が基準となります。

※注2 「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入-公的年金等控除-15万円」となるなど、例外があります。

○被保険者の所得に応じて、**保険料所得割額**が軽減されます。

5割軽減	総所得金額等が91万円以下※
------	----------------

※例えば年金受給時満65歳以上で公的年金収入のみで211万円以下の場合です。

○後期高齢者医療制度に加入する前日まで**被用者保険※の被扶養者**であった方。

均等割額が9割軽減されます。（所得割額は、かかりません。）	軽減後の保険料 年額5,504円
-------------------------------	------------------

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組管掌保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

◇保険料額の通知について

保険料額の詳細が記載された「平成24年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」は、7月に送付予定です。

◇被保険者証（保険証）

現在の被保険者証（保険証）の有効期限は、平成24年7月31日です。

8月から使える新しい被保険者証（保険証）は、7月下旬に郵送します。

◇平成24年度版パンフレット

本庁住民課窓口・築城支所窓口にあります。また、点字のパンフレットもあります。必要な方は窓口でお申し出ください。